

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 2 - 0 0 1 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 函館市富浦町 1 4 9 番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 2 1 8 . 1 8 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 2 - 0 0 4 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 北斗市中野 1 3 8 番
- 3 地目 墳墓地
- 4 地積 5 2 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 － 2 0 2 2 － 0 0 4 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 北斗市野崎 5 8 番
- 3 地目 原野
- 4 地積 5 5 0 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 2 - 0 0 5 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 北斗市本郷一丁目 1 4 番
- 3 地目 墓地
- 4 地積 2 7 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 2 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字荒谷 5 8 1 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 1 5 2 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 0 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字大沢 2 8 番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 1 6 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 5 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字大沢 1 0 9 番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 7 9 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 3 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字大沢 3 8 5 番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 1 5 5 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 5 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字白神 2 3 3 番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 6 6 . 1 1 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 3 - 0 0 6 3 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字白神 6 1 5 番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 2 6 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 1 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 6 0 番 1
- 3 地目 宅地
- 4 地積 2 1 . 4 5 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 2 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 6 2 番 1
- 3 地目 畑
- 4 地積 9 . 9 1 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 － 2 0 2 4 － 0 0 0 4 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 1 2 5 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 2 6 4 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 － 2 0 2 4 － 0 0 0 6 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 1 8 8 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 2 6 4 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 7 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 2 3 8 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 5 1 9 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 4 - 0 0 0 8 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 2 4 2 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 1 3 7 5 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を行う予定です。お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明
記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 － 2 0 2 4 － 0 0 0 9 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
 松前郡松前町字赤神 3 3 2 番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 1 0 0 . 4 9 平方メートル

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4400-2022-0056 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字弁天 5 番
- 3 地目 宅地
- 4 地積 49.58 平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 中村喜兵衛
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 5 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 2 9 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4 4 0 0 - 2 0 2 2 - 0 0 6 0 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字弁天 2 0 9 番
- 3 地目 畑
- 4 地積 9 5 平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 中村市太郎
- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第 1 5 号第 1 4 条第 1 項第 4 号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4400-2023-0008 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字荒谷 91 番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 188 平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 菊地五右エ門
- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年8月29日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4400-2023-0009号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字荒谷102番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 188平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 菊地五右エ門
- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年8月29日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4400-2023-0043号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字白神16番
- 3 地目 雑種地
- 4 地積 59平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 菊地五右エ門
- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 8 月 29 日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第 4400-2023-0071 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字博多 167 番 1
- 3 地目 畑
- 4 地積 251 平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 松浦逸八郎
- 6 登記すべき事項
表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ）

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和7年8月29日 函館地方法務局 登記官 加藤 正明

記

- 1 手続番号 第4400-2023-0072号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
松前郡松前町字博多167番2
- 3 地目 畑
- 4 地積 99平方メートル
- 5 抹消する登記事項（表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項） 松浦逸八郎
- 6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者が不在（令和元年法律第15号第14条第1項第4号イ）